

## 琉球の古典籍三題：本土文献の引用と変容

崎村，弘文  
鹿児島大学教養部助教授

<https://doi.org/10.15017/11899>

---

出版情報：語文研究. 73, pp.44-54, 1992-06-07. 九州大学国語国文学会  
バージョン：  
権利関係：



# 琉球の古典籍二題

——本土文献の引用と変容——

崎 村 弘 文

琉球は、日本本土より隔たること西南に五〇〇キロから一〇〇〇キロ、高温多湿にて虫鼠の害多く、典籍の保存には適さぬ地である。しかし、稀々、古い典籍の伝存する例が有り、注目を引く。そうした伝存は、単に日本古典文学の研究に資料を提供するというに止まらず、現地におけるその意味付けの変容——いわば用い方の訛り——を通して、日本文学展開の一つの可能性を示すものと成っている。

ただし、この「意味付けの変容」については、人により本土における古い様相の残存とする傾向が無くも無い。琉球と云えば、その言語や民俗における古態性に注目するあまり、何もかもが古いかたちを伝えるもののように思い込みがちであるが、変化し改新したと見なすべきものも結構認められるようである。よくよく注意すべきことである。

本稿では、琉球に伝存する古い典籍三者について、従来説かれて来たところを再検討しつつ新たな観点から紹介するとともに、その日本文学史における然るべき位置付けを試みんとするものである。

まず、琉球大学附属図書館所蔵の『伊勢物語聞書』古写一本を紹介したい。

該本については、これまでも東恩納寛惇氏・東恩納千鶴子氏による紹介が成されているが、本土在住の研究者にはその存在すら満足には知られていないようである。筆者は、せっかくの資料が十分に活用されぬまま置かれていることを惜しむとともに、両氏の紹介に補訂を要する点があると認めるものである。

該本の書誌、次の通り。綴葉装一冊（五綴）、タテ二四・五cm×ヨコ一七・五cm。表紙・裏表紙とも、藍色無地のものを用い、見返しに金切紙を置く装幀であるが、これは裏表紙見返しに八昭和三十二年四月／この表紙を附す√との貼り紙が有ることから、後補のものであることが分かる。表紙の次に第一丁があり、表は白紙にて雲母が撒かれている。右下隅には、△源七√の朱印一顆（旧蔵者島袋源七の蔵印。タテ一・三cm×ヨコ一・〇cmの角形）。一丁裏より首題

△伊勢物語聞書▽以下の本文が有り、墨付き一一〇丁。卷末に遊紙一丁が有る。奥書等は、左記の通り（私に訓点を付す。また、番号によって九州大学附属図書館所蔵伝藤原為家筆本『伊勢物語』奥書および武田本同との校異を示す）。

①一〇七丁ウ

文明庚午孟冬<sup>（一〇七〇）</sup>泮書写誌。夢庵子。

此年号夢庵御自筆也。写之迄。

②一〇八丁オ—一〇丁オ

「抑伊勢物語根源、古人之説く不同。或云々、在原中将自記云。因慈有<sup>（一〇）</sup>其謙退比興之詞等」。

又云々、伊勢筆作也<sup>（我云生年）</sup>。似<sup>（十二）</sup>彼家集文脉。是故号<sup>（十三）</sup>伊勢物語。以此兩説案<sup>（十四）</sup>之、更難<sup>（十五）</sup>決<sup>（十六）</sup>之。心中秘蜜<sup>（十七）</sup>身上之興言、他人推而難<sup>（十八）</sup>注<sup>（十九）</sup>之。以<sup>（二十）</sup>之可<sup>（二十一）</sup>謂<sup>（二十二）</sup>其自書<sup>（二十三）</sup>欤。但

疑、万葉古風中多載<sup>（二十四）</sup>撰集之哥。仁和聖日之間粗記<sup>（二十五）</sup>臨幸之義<sup>（二十六）</sup>。此等事又<sup>（二十七）</sup>不審。伊勢家集其端<sup>（二十八）</sup>文脉<sup>（二十九）</sup>以同<sup>（三十）</sup>之。是

又見<sup>（三十一）</sup>先達旧記。庶<sup>（三十二）</sup>幾其脉<sup>（三十三）</sup>欤。兩不<sup>（三十四）</sup>知<sup>（三十五）</sup>之。加<sup>（三十六）</sup>之此物語名字非<sup>（三十七）</sup>彼筆<sup>（三十八）</sup>者何稱<sup>（三十九）</sup>伊勢<sup>（四十）</sup>乎。或説云々、爲<sup>（四十一）</sup>狩使<sup>（四十二）</sup>下<sup>（四十三）</sup>向伊勢、仍有<sup>（四十四）</sup>此名字<sup>（四十五）</sup>。

其説又難<sup>（四十六）</sup>信。始則載<sup>（四十七）</sup>南京春日之詞、<sup>（四十八）</sup>次注<sup>（四十九）</sup>西對夜月之思。富士山之雪、武藏野之煙、凡非<sup>（五十）</sup>伊勢國事。多以爲<sup>（五十一）</sup>此物語之肝心。仍兩説共有<sup>（五十二）</sup>不審。古事只仰可<sup>（五十三）</sup>信。

又或説云<sup>（一八）</sup>、後人以<sup>（一九）</sup>狩使事<sup>（二〇）</sup>改<sup>（二一）</sup>爲<sup>（二二）</sup>此草子之端<sup>（二三）</sup>爲<sup>（二四）</sup>叶<sup>（二五）</sup>伊勢物語之道理<sup>（二六）</sup>也。件本狼籍<sup>（二七）</sup>奇快者也。伊行所爲也。不<sup>（二八）</sup>用<sup>（二九）</sup>之。

先年所書之本爲<sup>（三十）</sup>人<sup>（三一）</sup>被<sup>（三二）</sup>借<sup>（三三）</sup>失<sup>（三四）</sup>。仍爲<sup>（三五）</sup>備<sup>（三六）</sup>證<sup>（三七）</sup>本<sup>（三八）</sup>、重<sup>（三九）</sup>而<sup>（四十）</sup>所<sup>（四一）</sup>校<sup>（四二）</sup>合<sup>（四三）</sup>也。

戸部尙書在判

近代以<sup>（四四）</sup>狩使事<sup>（四五）</sup>爲<sup>（四六）</sup>端<sup>（四七）</sup>之本<sup>（四八）</sup>出來。末代<sup>（四九）</sup>之人<sup>（五十）</sup>今<sup>（五一）</sup>案<sup>（五二）</sup>也。更不<sup>（五三）</sup>可<sup>（五四）</sup>用<sup>（五五）</sup>之。

此物語古人之説<sup>（五六）</sup>不<sup>（五七）</sup>同<sup>（五八）</sup>。或云稱<sup>（五九）</sup>在中將自書<sup>（六十）</sup>、或稱<sup>（六一）</sup>伊勢筆作<sup>（六二）</sup>。就<sup>（六三）</sup>彼<sup>（六四）</sup>是<sup>（六五）</sup>有<sup>（六六）</sup>書落<sup>（六七）</sup>事等、上古人強不<sup>（六八）</sup>可<sup>（六九）</sup>尋<sup>（七十）</sup>其作者<sup>（七一）</sup>。只可<sup>（七十二）</sup>甄<sup>（七十三）</sup>詞花言葉<sup>（七十四）</sup>而已。

戸部尙書在判

以<sup>（七十五）</sup>祖父卿眞筆本<sup>（七十六）</sup>不<sup>（七十七）</sup>違<sup>（七十八）</sup>二字書<sup>（七十九）</sup>写<sup>（八十）</sup>校<sup>（八十一）</sup>合<sup>（八十二）</sup>之<sup>（八十三）</sup>。可<sup>（八十四）</sup>備<sup>（八十五）</sup>證<sup>（八十六）</sup>本<sup>（八十七）</sup>矣。

藤爲相

【校異】 1之 2茲 3或 4而 5密 6「思<sup>（八十八）</sup>之」アリ 7儀 8者 9「有」アリ 10詞 11「偏」アリ 12ナシ 13哉 14持 15ナシ 16又以 17「而」アリ 18ナシ 19雖 20詞 21此 22藉 23恠 24「可」アリ 25ナシ 26ナシ 27ナシ 28ナシ 29此 全て一筆に成るものと覚しく、また、本文の大方とも同じ筆と認められる。このうち、②は、聞き書きに用いられた『伊勢物語』本文に付随するもの、①は、同本文と勘物注記とを含めた『聞書』本文に付随するもの（および、それを転写した人物の注記）である。

②は、従来知られている『伊勢物語』諸本の奥書と比較することにより、

(1) △定家本系統根源本第四系統▽諸本の奥書・△同武田本▽諸本の奥書・為相の識語より成るもので、まとまったかたちで、いわゆる△定家本系統流布本第二類▽諸本に見られるものである。

ことが分かる。

また、①は、△夢庵子▽の語を手がかりにこの『聞書』と牡丹花肖柏との関わり△同書が『伊勢物語肖聞抄』の一本であること△を確認した上で、『抄』諸本の奥書と比較すると、

(2) △文明一二年本▽類に見られるものである。ことが分かる。

即ち、如上の奥書は、この『聞書』一本が「文明一二年（一四八〇）、牡丹花肖柏により『伊勢物語』流布本を用いてまとめられた聞き書き」の転写本であることを示しているわけで、そのことは、同本と『物語』『抄』諸本の本文異同を検したところでは、そのまま認めてさしつかえないものようである。したがって、この『聞書』は、『伊勢物語肖聞抄』もしくは肖柏著『伊勢物語聞書』の一本として取り扱われるのが適当と思われる。

東恩納寛惇・東恩納千鶴子の両氏は、同本のそうした性格を認めながらも、これを『伊勢物語』として取り扱われていたようである。その態度は、同本が沖繩県の文化財に指定される際にも引き継がれ、県教育委員会の『文化財保護行政要覧』等にこれを『伊勢物語』として登載する結果となっているようである。書誌学的には聊か厳密さに欠ける態度と云えるように思うが、如何か。

なお、書写年代は、東恩納寛惇氏の論考等に△室町中期比▽と有るが、或るいはそれよりもやや下るか（ただし、下っても近世初期以降ということは有るまい）。本文には、朱墨両筆の動物注記・合点・濁点・不審紙等が見られるが、中で印象的なのは、『物語』本文と動物注記とを結ぶ夥しい朱線である。全体として入念な読み込みが行なわれたことを示すものと見られ、（それが転写段階でのことかどうかは明らかでないが）以下のことがらとも関連して、『聞書』諸本における類例の存在に△関心の持たれるところである。

次に、この本と『混効験集』所引の『伊勢物語』との関係について触れて置きたいと思う。

『混効験集』中に本土成立の古典『伊勢物語』『源氏物語』『徒然草』や辞書『節用集』『塵添塚囊抄』『呉竹集』等々が引用されていることは夙に知られているが、東恩納寛惇氏は、『聞書』をめぐる論考中でそのことに触れられ、次のように述べられた。

……私がこの本を珍重するわけは、この本が混効験集編輯の時の台本になったものであろうと考えられるからである。百十四段の（おきのゐて身をやくよりもかなしきは、宮。こしまへのわかれなりけり）の（宮こ）を流布の塗籠本にはすべて（都）となつてゐるが、混効験集坤巻言語篇（おきれ）の条に、（伊勢物語に、おきのゐて身をやくよりもかなしきは、宮。古島へのわ（か脱）れなりけりと有）とあって、この本によつたらしい形跡がある。……つまり、氏は、現・琉球大学附属図書館所蔵のこの本が『混効験集』編纂時には既に琉球王府に有つて編纂作業に利用された、と見えておられるわけであるが、そこには左記のような疑問が有る。

i. 同本が『混効験集』編纂時に琉球(王府)に存在したという確証は無い。

ii. 同本の『—物語』本文と『混効験集』所引のそれとを比較してみると、一致しない点がいくつ有り、かつそれは、単なる誤写等によって生じたものではなく、両者が直接の關係を持たないことよって存在するものと見られる。

iii. 『—物語』一—五段へみやこしまへのわかれなりけりVを八宮—Vとした本は、定家本系統天福本諸本などにも有り、しいてこの本を取り立てるべき理由は無い。

ii. については、次に見る通りである(『混効験集』については外間守善『—校本と研究』による。頁数は同書のそれ。ルビが琉球大学附属図書館所蔵『伊勢物語聞書』に見られる『伊勢物語』本文のかたち)。

乾卷七五頁おいらい 伊勢物語にいらへもせぬなと、有—『伊

勢物語』六二段の本文に相当

七九頁しつきやい 伊勢物語源氏にも惣様と云

坤卷一一頁をり 伊勢物語に色このみなるおとこ長岡といふ所に家作りをりけると有—五八段

一一二頁いらへ 伊勢物語になどいらへもせぬと云はなみたのこほるゝに目も見えず物もいわれすと有—六二段  
同 しつきやい 伊勢物語源氏物語にも惣様と云所に悉皆と云事多し

同 おほすへ 業平の歌に人しれすわれ戀しなはあちま  
なくいつれの神になき名おほせんと有—八九段  
同 きたなさ 伊勢物語詞書にさる歌のきたなげさにと

有—一〇三段

同 やらす 同詞書に例の男をんなにかはりて歌をよ

みてやらすと有—一〇七段

同 しほとむで、伊勢物語にみのかさも取あへずし

とゝにぬれてまどきにけりと有—一〇七段

同 一一三頁おきれ 伊勢物語におきのみて身をやくよりもかな

しきは宮古嶋へのわかれ也けりと有り—一五段

同 一一七頁うる旅 和詞にもむかし男うる冠して奈良の京なと

あり—一段

同 一二六頁な 伊勢物語にほとゝきすなか鳴里のあまたあれば

うとまれぬ思ふ物から—四三段

同 一一三〇頁ほとむたし 伊勢物語に皆人かれ飯の上になみたお

としてほとひにけりと有—九段

同 かね 伊勢物語にむこかねと有—一〇段

同 一一二頁みすか言 伊勢物語にみそかなる所なれば門よりも

え入らてわらはへのふみ明たるつるひちのくつれより

かよひけりと有—五段

以上の如くで、琉球大学附属図書館所蔵『伊勢物語聞書』が『混効験集』の編纂に利用されたとは考え難いのであるが、なお、その伝来がいつであったかという問題は、琉球における本土方言・琉球方言の表記の歴史に関わるものとして十分に検討される必要が有るう。

【注】

1 東恩納寛惇「浦添家本伊勢物語について」(『拓殖大学論集』13・一九五

(七)・東恩納千鶴子『琉球における仮名文字の研究』(一九七三)等参照。

2注1の東恩納千鶴子氏著書一九七頁には、△琉球大学附属図書館の所有に帰した後、東京の表具屋へ出して表紙・綴糸を新しくし、本来の姿を失ったV旨、記されている。

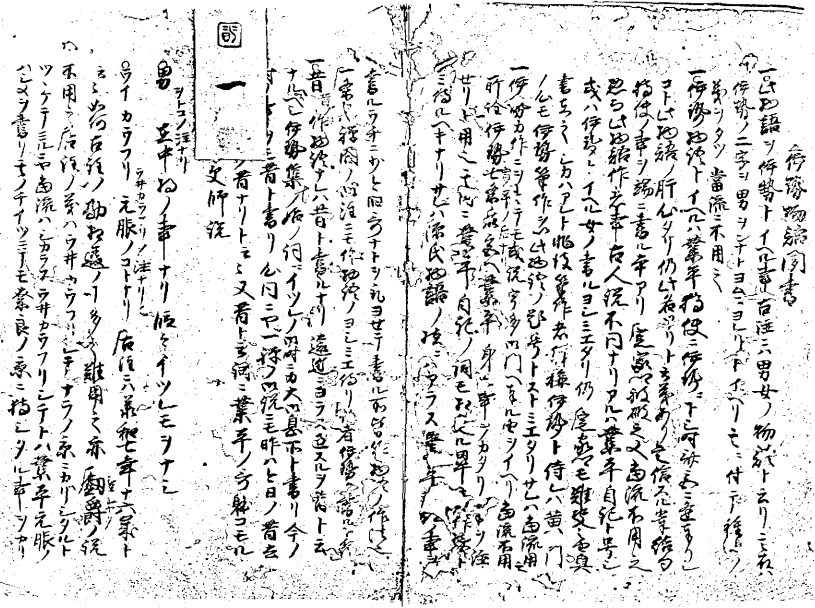
3勸物注記の一部に後筆が見られるので、そのように云う。

4池田龜鑑『伊勢物語に就きての研究』(一九三三)・山田清市『伊勢物語の成立と伝本の研究』(一九七二)・片桐洋一『天理圖書館善本叢書和書之部第三卷伊勢物語諸本集』一解題(一九七三)・山田清市『伊勢物語校本と研究』(一九七七)等参照。

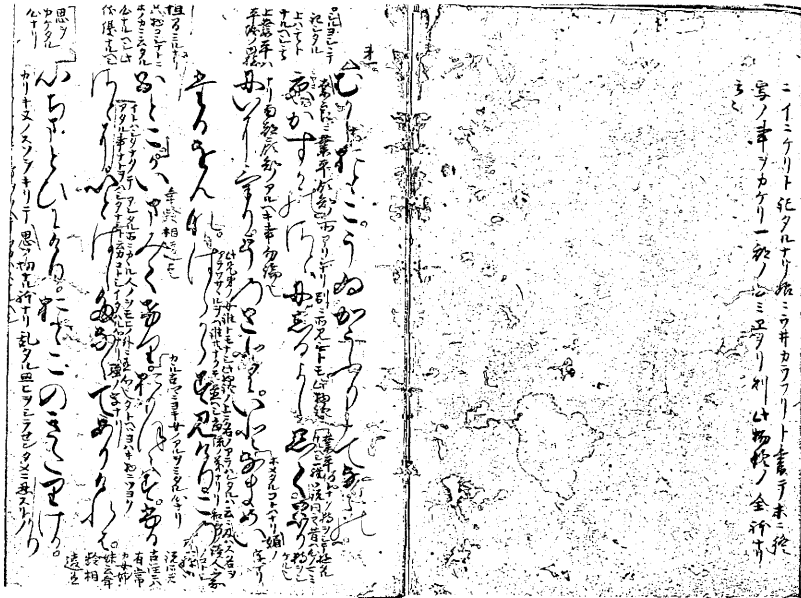
5大津有一『伊勢物語古注釈の研究』(一九五四)・田中宗作『伊勢物語研究史の研究』(一九六五)・片桐洋一『伊勢物語の研究』(一九六九)等参照。

6『物語』本文には章段数が付されているが、一〇五段と一〇八段の部分に付け落としが有って、それ以下の章段数に狂いが生じている。転写の段階で章段ごとの入念な読み込みないし伝受が行なわれていけばそうしたことが生じた可能性は小さいであろうから、琉球大学附属図書館所蔵『伊勢物語聞書』の転写にはそうしたことが伴ってはいなかったのではないかと見る余地が有る。

7琉球最古の古語辞書。康熙五〇年(一七一)成立。成立事情・内容等は、外間守善『混効験集校本と研究』(一九七〇)に詳しい。また、『沖繩大百科事典』(一九八三)△『混効験集』の項にも詳しい解説が有る。



琉球大学附属図書館所蔵『伊勢物語聞書(尙間抄)』巻頭(1丁ウ~2丁オ)



同 2 丁ウ ~ 3 丁オ

## 二、「トキ双紙」と「砂川双紙」

次に、奄美・沖縄地域伝存の『トキ双紙』と宮古島伝存の『砂川双紙』について検討してみたい。

両者は、ともに、日々の吉凶占い（日取り）に利用された書物であるが、その起源のはっきりしないものとして知られている。試みに『沖繩大百科事典』で両者についての解説を見てみよう。

○トキ双紙 —— ぞうし \*トキが、吉凶占いの技術上の準拠物として利用した書物。△時双紙▽とも書く。トキは、吉凶占い、祭事や祝事の日取りを定める職能者で、△トキ・\*ユタ▽と同一の概念でとらえられていた傾向もあり、民間レベルの\*物知りであった。

△比嘉政夫▽  
 『奄美』一名大雑書ともいう。主として神事・婚姻・家普請・旅立ちなどの日柄をみるのに使用された。大工などもこれを持っていた。現在、写本を含めて「永代大雑書万暦大成」（笠利町）や「明治大雑書万歳曆」（喜界島）などが発見されている。喜界島には独特の文字を使用して書かれているものや、双紙はユタの祖先の日の御子が天から持って来たという伝承もある。文字を知らない人々にとって、これらの双紙は生活の指針を与え、双紙を持ち、解読する物知りは聖なる存在であったといえよう。◎長沢和俊「奄美のトキ双紙について」（『南日本文化』4号、1971）

△山下欣一▽  
 『沖繩』首里王府時代から、迷信・邪宗追放の政策によって集められ、破棄されたにもかかわらず、2、3残存したらしい。…災

厄の原因を方位と時間の組みあわせで判断するような、いろいろな象形文字的な符号が書かれていたようである。その内容や記号が中国的なものか、日本本土の影響をうけたものであったか、いまのところ不明である。『砂川双紙』、『玉匣記』 △比嘉政夫▽

○『砂川双紙』 うるかそうし 宮古の砂川・友利・新里に伝わる曆の一種。△砂川曆▽とも、たんに△双紙▽あるいは俗に△カンパニ▽とも呼ばれる。△天人文字▽と称する干支（\*十二十二支）をあらわす記号と、独自の注記符号（砂川文字）とを用いた点に特色がある。十干、十二支、曆注のほかに、立春、秋分などの二十四節氣、吉凶を示す十二直が記されている。△双紙▽は男子だけが伝授した。起源については、平安中期の陰陽家安倍晴明の『金鳥玉兎集』を九州征西府の懐良親王の配下、または菊池、松浦の余党が宮古にもたらしたという説（\*稲村賢敷『琉球諸島における倭寇史跡の研究』、1957）と、王府時代末期に沖繩本島からの流人である玉那覇、渡嘉敷の2人が\*時憲書をもとにして、\*トキ双紙の記号（天人文字）と△砂川文字▽とを用いて創案したという説（岡田芳朗『日本の曆』、1972）があるが、選日とト占に使用する点、天人文字使用の点などからトキ双紙の系統をひくものという見方が強い。現在、6種の双紙が県立図書館宮古分館に保存されている。レトキ、時之大屋子

△島尻勝太郎▽

- これによれば、
- (1) 琉球には△トキ▽と呼ばれる△日取りを定める職能者▽が居り、その営為の拠りどころが『トキ双紙』であった。
  - (2) 宮古の『砂川双紙』は、『トキ双紙』と関係を持つものかと思

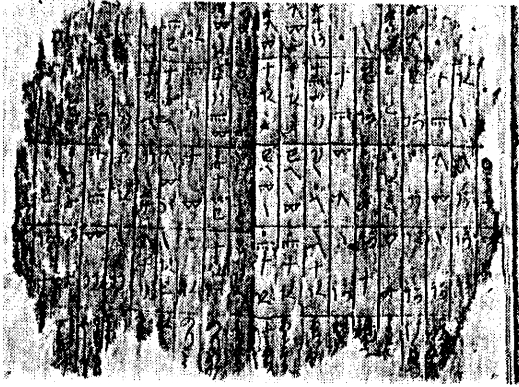
われる。との二点が明らかになる。

そして奄美の『トキ双紙』の一部は、その名によって明らかなく、本土の近世後期に多く出版された大雑書の類であることが分かる。また、同『事典』△トキ双紙▽の項に付された鹿児島県大島郡瀬戸内町請阿室の資料の写真を見ると、その解説には△大雑書▽と有るものの、どうも同期に多く出版された大判の百科全書風節用集（曆・日取りや男女相性占い等についての記述を含む）のようであり、そうしたのも『トキ双紙』の一種として用いられたのではないかと見られる。本土ではごく一般に通用していたはずのものが、琉球では専門的ト占者の用いるところとなっていたわけ、典籍としての性格に若干の変容が認められるわけである。

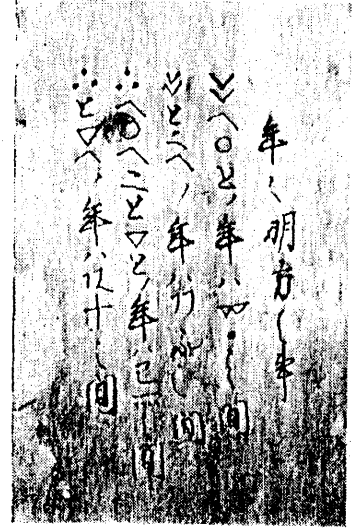
奄美のその他の『トキ双紙』については、『事典』△トキ双紙▽の項に引用された長沢氏の論文に詳しい。大部分は陰陽曆下段からの摘記のようであるが、喜界島のそれは聊か異なるもののようにある。同論文に示された写真を掲げ、解説の一部を転記する。

：偶然喜界島志戸桶の我原米心氏の家で、珍しいトキ双紙を発見した。我家はノロの家筋で、代々ト占を業として来た家柄だという。本書は表に 天保四年巳十月吉日書之要六拾書 と記されている。上の写真はその第一頁で 年の明方の事きのえつちのとの年は寅卯の間きのとかのえの年は申酉の間ひのえつちのえかのとみずのとの年は巳午の間ひのとみずのえの年は亥子の間 と読むのである。上図は同書の一部で独特の双紙の文字で記されたトキ双紙の部分で、惜しくも上下が欠けているため、解説はなかなか難しそうである。：





トキ双紙の一部



トキ双紙第一頁

これは、いわゆる八天人文字∨を用いた文献である。八天人文字∨とは、古く『琉球神道記』<sup>註</sup>に見える文字で、同書に次のように伝える（横山重『琉球神道記 弁蓮社叢書』一九七〇に拠る）。

「又昔此國ニ天人下リ、文字ヲ教コトアリ。其字數百。其處ハ中城ノ近里ナリ。其後、城間ニシテ、悪日ニ屋ヲ作ル人アリ。天人現ジテ、所の占<sup>ウラナヒ</sup>者呼テ云。何ゾ悪日ヲ示サシム。占者云。我ニ尋ネズ。天云。尋ネズ共行テ教ベキヲト噴テ。其文字ノ書ヲ半分、分裂テ、天ニ上ル。故ニ、月日ノ撰定、今ハ半アリ。半分ニシテ物ヲ占ニ正キナリ。其字少々云。

$\begin{matrix} \text{ハ} & \text{ヘ} & \text{ヒ} & \text{フ} & \text{ヘ} & \text{ク} & \text{ク} & \text{ク} \\ \text{ハ} & \text{ヘ} & \text{ヒ} & \text{フ} & \text{ヘ} & \text{ク} & \text{ク} & \text{ク} \\ \text{ハ} & \text{ヘ} & \text{ヒ} & \text{フ} & \text{ヘ} & \text{ク} & \text{ク} & \text{ク} \\ \text{ハ} & \text{ヘ} & \text{ヒ} & \text{フ} & \text{ヘ} & \text{ク} & \text{ク} & \text{ク} \\ \text{ハ} & \text{ヘ} & \text{ヒ} & \text{フ} & \text{ヘ} & \text{ク} & \text{ク} & \text{ク} \\ \text{ハ} & \text{ヘ} & \text{ヒ} & \text{フ} & \text{ヘ} & \text{ク} & \text{ク} & \text{ク} \\ \text{ハ} & \text{ヘ} & \text{ヒ} & \text{フ} & \text{ヘ} & \text{ク} & \text{ク} & \text{ク} \\ \text{ハ} & \text{ヘ} & \text{ヒ} & \text{フ} & \text{ヘ} & \text{ク} & \text{ク} & \text{ク} \\ \text{ハ} & \text{ヘ} & \text{ヒ} & \text{フ} & \text{ヘ} & \text{ク} & \text{ク} & \text{ク} \\ \text{ハ} & \text{ヘ} & \text{ヒ} & \text{フ} & \text{ヘ} & \text{ク} & \text{ク} & \text{ク} \end{matrix}$

【校異】 1△稿本「正キ也ト云」∨ 2△稿本及ビ琉球國由来記●ニ作ル∨

△天人文字∨の使用は、『事典』にも云う如く、宮古島の『砂川双紙』についても認められる（次頁写真参照。喜界島・宮古島における使用例の存在は、△天人文字∨が琉球のかなり広範囲に亘って認められるものであり、その背景には少なくとも『琉球神道記』成立前後にまで溯る来歴の有ることを、明らかにするものと云えよう。ところで、『砂川双紙』の起源については、稲村・岡田両氏の説があり、いまだ決着を見ていないようである。稲村氏の説に云う安倍晴明『金鳥玉兔集』とは何を指すのであろうか。統群書類従にも収める『篋篋内伝金鳥玉兔集』であれば、写本は室町時代のものが有り、板本は慶長年間から幕末に至るまでの多くのものがある。奄美



の旧家蔵書についての調査報告や宮古島の隣の多良間島での筆者の見聞等からすれば、琉球への日本本土や中国からの典籍伝来は近世後期から明治時代まで少なくなかったようで、『金烏玉兔集』の九州あたりからの伝来も十分考えられるところである（ただし、受容層は上層階級）。しかし、『砂川双紙』諸本の内容と該書のそれとを比較してみると、相異が著しく、前者のそれはむしろ大雑書や大判の百科全書風節用集の類ないしは『三世相』の名を冠して多く出版された卜書の類のそれに近い。稲村氏の云う『金烏玉兔集』は、その著書によれば、安倍晴明の八直系に当る土御門家が家伝の秘書として相伝して来たものVのようであるから、或るいは『篋篋内伝——』とは異なるのかもしれないが、『砂川双紙』諸本と大雑書・節用集・三世相の類との内容的相似は無視できない事実であるように思う。岡田氏説の当否はいまのところ判断し難いが、宮古島の『砂川双紙』が奄美の『トキ双紙』と近い成立背景を持つものである可能性は高いように思われる。

なお、『事典』によれば、多良間島には次のような『砂川双紙』『トキ双紙』の類書が存するものようである。

○『玉匣記』ぎよくこうき 多良間村仲筋に伝えられた筆写本。\*トキと称される民間巫者あるいは\*三世相などの秘伝書の一つ。\*所蔵する家もかつては同様な宗教的職能者を出したとされる。\*おもに民間医療に関する\*呪法・\*呪文および悪霊の障害や災厄を、\*防衛・除去する\*護符や呪符に関する知識が記されている。\*護符・呪符には不動明王真言、急急如律令のような例がみられ、明らかに非固有の要素の影響も認められる。レトキ双紙

△岡本恵昭▽

筆者は、多良間島に何度か足を運んだことが有るが、該書に未見である。今後の調査の課題としたい。

興味深いことは、この解説の中に、△三世相▽なる語が見られることである。それについては、『事典』に次のように有るが、これは筆者が上に指摘した近世後期のト占書『三世相』の類の伝来を物語るものでは有るまいか。

○三世相 サンジソウ 民間において占いを職業とする易者のこと。高島易断所の曆や各自の独特の占い書、また体験的な知識などで、運勢・土地売買・移転・旅立ちなどの吉凶判断、そして婚約・婚姻・葬式など、人事万般にわたる判断をおこなう。ほとんどが男性であり、\*ユタに女性の多い事実とは興味深い対照をなす。スムチー（書物）とか、\*ムヌシリ（物知り）などとも呼ばれる。△津波高志▽

△高島易断所の曆▽という話も出て来たが、筆者は、一九八七年『砂川双紙』の調査で宮古島を訪れた際、古書店頭に高島易断所本部編纂の曆『昭和六十二年神宮館御家寶』（発行所神宮館）が有るのを認めた。また、同じ発行所刊の活字版『天保新選永代大雑書萬曆大成』（昭和十七年初版、同五十七年十四刷）が有るのも認めた。要するに、今日でもそうしたものに對する需要が有るということである。また、たまたまその店で知り合った方から、今日でも『砂川双紙』の書承が行なわれていることを聞き、驚いたものである。

これにより、琉球の專業的ト占者には△トキ▽と△サンジソウ▽の有ることが判明したが、さらに△ムヌシリ▽と呼ぶ者も有るらしい。それについても見て置こう。

○ムヌシリ 元來は博識を意味する△物知り▽をさしたが、一般に不明な事象についてこれを予察し原因を判断する能力を有する呪術<sup>じゆ</sup>・宗教者を称する。\*二世相や易者などは易学書を繙<sup>も</sup>いて占うのでシムチ（書物繰り）といわれ、人相・手相・骨相によって命運を予託する観相師はミートーシ、ほかに儀礼や祭祀の執行日を正しくあてる\*トキとかピートリ（日取り）など専門機能ごとに多様な名称が付けられている。…

△桜井徳太郎  
▽とまるどころ、琉球においては、かつて庶民の手にし難かったト占の書を繰って吉凶の判断を行なう者は△ムヌシリ▽と称されて信仰を集めたのであろう。その中に、△スムチー（書物）▽ないし△シムチ（書物繰り）▽と呼ばれる者が居た事實は、琉球における典籍の置かれた位置を物語って余り有る。

本土においても、かつては、△：に曰く▽とか△：と云ふ本文有り▽といったかたちで典籍を引用することが、一つのprestigeを示すものとして機能していた。典籍の置かれた位置は現在におけるよりもかなり高かったことと思われるが、琉球におけるそれは典籍の享受形態を変容させるレベルにまで達するものであったのである。

### 【注】

8 一九八三年沖繩タイムス社刊。引用文の原文は横書き。

9 実際の論文には△——奄美日柄見資料集成——▽との副題が付いている。

10 浄土宗の僧袋中（一五五二—一六三九）の著。全五巻。△一六〇三年（尚寧

15）から〇六年までの三年間、那覇に滞在した著者が、馬幸<sup>ばこう</sup>（高）明<sup>あき</sup>の求め

に応じて稿を起こした。琉球神道について具体的に記述した最古の文献で、△島津藩統治以前の琉球の宗教全般が展望できる▽。詳しくは、横山重『琉球神道記弁連社<sup>中</sup>集』（一九七〇）解題および『沖繩大百科事

典』△『琉球神道記』▽の項参照。

11 三木靖「和泊町中央公民館保管の冲家藏書について」（『薩琉文化』4、一九七二）・同「元家藏書の調査報告」（同18、一九八二）等参照。

末筆ながら、調査に当って御協力頂いた琉球大学附属図書館・沖縄県立図書館宮古分館の各位を初めとする多くの方々、また、御教示を賜わった鹿児島大学教育学部の伊牟田經久先生ほかの方々にく御礼申し上げます。

なお、本稿は、一九九〇年一二月の鹿児島国文談話会における発表に訂補を加えて成ったものである。